

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊北海道補給処日高弾薬支処
会計科長 土 橋 祐 一

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号				
2MFR1EE00570	2MFMIAK0007 0001						
品名 または 件名							
タイヤショベル借上げ							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり。							
使 用 器 材 名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	UN						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
日高弾薬支処							
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期			
				令和4年12月1日 (木) ~令和5年3月31日 (金)			

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

日高弾薬支処 会計科事務室

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和4年11月21日（月）9時00分 陸上自衛隊北海道補給処日高弾薬支処会計科

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- ア 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- イ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ウ 2項「競争参加資格」の格付を有する者で、北海道防衛局又は北海道地域に競争参加を希望していること。
- エ 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- オ 「入札及び契約心得」を厳守している者
- カ 別紙「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。

(2) 保証金等に関する事項

- ア 入札保証金
免除。ただし、落札者が契約締結に応じない場合は、落札価格の100分の5以上を違約金として徴収する。
- イ 契約保証金
免除。ただし、契約業者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

(3) 入札の無効

- ア 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者がした入札
- イ 入札に関する条項に違反した入札
- ウ 入札金額、入札者の氏名、押印が判別し難い入札
- エ 入札時間に遅れた者の入札
- オ F A X、電信、電話、電報、メールによる入札
- カ 入札書に暴力団排除に関する誓約事項に誓約する旨の記載が無い入札書（入札及び契約心得参照）
- キ 誓約した暴力団排除に関する誓約事項に虚偽があった場合又は違反した場合

- ク 入札書の内訳書の内容に著しい不備があつて当該入札書の内訳であると認められない場合
- (4) 落札決定方式
総額が当隊所定の予定価格の制限の範囲内の最低入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき最低入札者が2名以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (5) 契約書の作成
落札者は落札決定後、遅延なく契約書を作成する。
- (6) その他
ア 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。
イ 落札決定にあつては、入札書に記載された当該金額10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 入札に参加する者は、入札前日までに資格審査結果通知書写をFAXで提出すること。
- (8) 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。
- (9) 再度入札の必要が生じた場合
直ちに実施する。
- (10) 郵便入札
ア 郵便入札による入札を行う場合、封筒に「(入札件名)入札書在中」と記載し、資格審査結果通知書写を同封し、書留郵便等にて令和4年11月18日(金)17時00分までに、陸上自衛隊日高分屯地日高弾薬支処会計科へ必着させること。この際、下記担当者に到着の確認をすること。
イ 郵便入札がある場合の再度入札に関しては、令和4年11月29日(火)17時00分までに陸上自衛隊日高分屯地日高弾薬支処会計科へ必着させること。この際、下記担当者に到着の確認をすること。
- (11) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、原則郵便入札を推奨する。
- (12) 入札及び仕様書に関する事項の問合せ先
ア 入札に関する事項
〒055-2314
北海道沙流郡日高町字千栄75
陸上自衛隊日高分屯地日高弾薬支処会計科 担当 吉田
TEL 01457-6-2241 内線347
FAX 01457-6-2241 内線348
イ 仕様書に関する事項
〒055-2314
北海道沙流郡日高町字千栄75
陸上自衛隊日高分屯地日高弾薬支処総務科管理班 担当 田中
TEL 01457-6-2241 内線225
FAX 01457-6-2241 内線227
- (13) 公告掲示場所及び期間
ア 日高分屯地掲示板
イ 北海道補給処ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/nae/nadep/dep.html>
- (14) 広告掲示期間
イ 掲示期間：令和4年11月9日(水)～令和4年11月21日(月)

装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、該当者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負について認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- 4 第2号「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「再生手続」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
 - ア 親会社（会計法第2条4号及び会計法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
 - イ 親会社を同じにする子会社同士の関係にある場合
 - (2) 人的関係がある場合
次にア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
 - ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会計更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選出された管財人を現に兼ねている場合
 - ウ (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺する等(1)又は(2)に掲げる場合と動視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

調達要求書番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	— — —	仕 様 書 番 号
タイヤショベル借上げ	作 成	令和 4年 9月 日
	変 更	令和 年 月 日
	作 部 隊 等 名	北海道補給処日高弾薬支処

1 総 則

この仕様書は北海道補給処日高弾薬支処において使用するタイヤショベル借上げについて必要な事項を定める。

2 納 地

陸上自衛隊日高弾薬支処構内（沙流郡日高町字千栄75）

3 一般事項

3.1 借上げ期間

令和4年12月1日（木）～令和5年3月31日（金）

3.2 借上げ機材及び台数

タイヤショベル（スパイクタイヤ装着又はタイヤチェーン装着） 1台

3.3 借上げ機材能力

タイヤショベル

バケット容量	1.30m ³
機材重量	8t級
定格出力	98PS
エンジン形式	ディーゼルエンジン
排気量	3600cc
参考同等機材	日立建機 ZW100-5B

※同等性能以上とする。

3.4 借上げ機材付属品（各機材に付属させるものとする。）

ア タイヤチェーン 4本

イ キャビン・ヒーター

ウ 作業灯 前後4灯

エ 尿素SCRシステム等搭載車については契約期間中の尿素水（約60ℓ）を納車時に受渡

3.5 故障整備

機材の故障整備は、官側の故意または重大な過失によるもの以外は、契約業者が実施するものとする。

3.6 機材の運搬及び搬入・搬出

借上げ機材は、借上げ開始日の当日09：00までに契約業者側が日高弾薬支処構内へ搬入し、借上げ期間終了後は終了日以降速やかに搬出するものとする。

その際、燃料については契約業者側が満油にして納入するものとし、返納時には官側において満油にし、返納するものとする。